

内灘町ふるさと納税支援業務 仕様書

1 業務名

内灘町ふるさと納税支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、民間事業者（以下「受注者」という。）にふるさと納税業務（寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の発注・配送管理・新規開発、プロモーション等）を委託し、事務の効率化を図るとともに、ふるさと納税制度を活用した歳入の更なる増加、内灘町（以下「本町」という。）の魅力発信および地域産業の活性化を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

(1) 契約締結日から令和12年3月31日までとする。

なお、契約締結日から令和9年3月31日までの間は業務開始に向けた準備期間とし、準備期間にかかる経費は受注者の負担とする。

(2) 本業務における契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

4 前提条件

(1) 寄附者情報管理システムを構築し、本業務で運用保守するとともに、ポータルサイトでの寄附受付情報等と連携させた業務の履行が可能であること。

(2) 委託期間当初のポータルサイトは、以下のとおりとする。なお、本町と受注者が協議の上、新たなポータルサイトの利用を開始した場合は、本業務の対象に含むものとする。

(ア) ふるさとチョイス

(イ) 楽天ふるさと納税

(ウ) さとふる

(エ) ふるなび

(オ) Amazon ふるさと納税

ただし、(ウ)さとふるについては、「5 業務内容」の「(6)寄附金受領証明書・ワンストップ特例申請書類等の作成・送付に関する業務」のみを本業務の対象とする。

(3) 本業務の対象は、「3 業務委託期間」における寄附とし、同期間中に受けた寄附申し出に対する返礼品の調達、発送、その他寄附者への対応は同期間後も責任をもって行うこと。

(4) 業務委託期間後の寄附分の受付に係る本業務を受注する事業者に対し、本業務の履行に必要な情報等を誠実に引き継ぐこと。その発生する費用については、両者の協議により応分の負担をすること。また、引き継ぎに要する費用は本委託料に含むこととし、本町は委託料以外の費用は一切負担しないものとする。

- (5) 受注者は、業務委託期間の開始前に返礼品提供事業者向けの説明会を1回以上実施すること。
- (6) 受注者は、本町又は返礼品提供事業者から申出があった場合は、速やかに現地を訪問することが可能な体制を整えること。
- (7) 受注者は、本業務に関する資料を書面又は電磁的記録により、業務委託期間終了後3年間保存すること。
- (8) 本町が契約するポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料は本業務の範囲外とする。

5 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

- (1) ポータルサイトの管理運営
- (2) 寄附管理システムの管理運営
- (3) 返礼品提供事業者の開拓及び返礼品開発の提案に関する業務、ポータルサイト掲載等に関する業務
- (4) 返礼品の発注及び配送管理に係る業務
- (5) 返礼品提供業者への支払いに関する業務
- (6) 寄附金受領証明書・ワンストップ特例申請書類等の作成・送付に関する業務
- (7) コールセンター業務
- (8) 広報・プロモーションに関する業務
- (9) 町の魅力発信及び地場産品の販路拡大による地域活性化に関する業務
- (10) 寄附金の募集に要する経費の管理
- (11) その他本業務に付随する業務

6 業務内容の詳細

- (1) ポータルサイトの管理運営
 - (ア) ポータルサイトを經由した寄附の申込みに対応し、寄附情報管理システムへ寄附情報を連携させること。
 - (イ) ポータルサイトの自治体紹介ページの作成、掲載情報の更新、修正、充実等の管理運営を適切に行うこと。(クラウドファンディング型ふるさと納税含む。)
 - (ウ) 本町が修正や情報更新等を指示した場合は速やかに対応すること。ただし、本町が対応すべき事項である場合はこの限りでない。
 - (エ) 寄附の受付及び配送に関する通知を行うこと。
 - (オ) 返礼品の掲載に際しては、必要な写真撮影、写真加工(文字入れ等)、返礼品の紹介文の作成等について、返礼品提供事業者と協力し、寄附者に対し効果的にPRできるように内容を充実させること。
 - (カ) 返礼品の画像は原則受注者が撮影したものを使用すること。ただし、返礼品提供

事業者から提供を受けることを制限しない。

- (キ) 返礼品提供事業者と密に連携し、常に在庫が補充されている状態を保つこと。ただし、返礼品提供事業者において返礼品の在庫を確保することができない場合はこの限りではなく、この場合に当たっては、寄附者の混乱を招かぬよう、当該返礼品の掲載を控えるなど臨機応変に対応すること。
 - (ク) ポータルサイトの特徴を分析した上で、より効果的に本町のふるさと納税を推進できる新たなポータルサイトを提案すること。ただし、ポータルサイトを導入するかどうかの最終的な意思決定及び導入に当たってのポータルサイトとの契約は本町が実施するものとする。
 - (ケ) 寄附者からのレビュー等に対し、コメントできるポータルサイトについては、定期的にレビューの有無を確認し、その都度、内容に応じたコメントを行い、寄附者と良好な関係を築くこと。
 - (コ) 大規模災害等が発生した場合において、災害支援の寄附金を円滑に受け入れることができるよう、迅速かつ臨機応変に対応すること。
 - (サ) ポータルサイト等で使用した返礼品画像の著作権は、本町に帰属するものとし、業務完了後は整理しデータを受け渡すこと。
- (2) 寄附管理システムの管理運営
- (ア) 使用するシステム名及び機能について、提案書に明記すること。ポータルサイトを經由して受け付けた寄附について、寄附者、寄附金及び返礼品等に関するデータを寄附管理システムにより一元的に管理し、本町が随時、データを確認できることとする。なお、本町が現在利用している「ふるさと納税 do」から他システムへの切替えや他システムとの併用などについては制限しない。ただし、システムを切り替えた場合は、「ふるさと納税 do」の過年度の寄附情報を全て取り込むことを条件とし、データの引継ぎ費用については委託料に含むこと。
 - (イ) 複数のポータルサイトから申込みのあった寄附金（本町へ直接申込があった場合も含む。）について、一元的に管理できるシステムであること。
 - (ウ) 寄附申込状況、寄附金の納付状況・配送状況など寄附申込に係る進捗状況等について、随時、本町への情報提供が可能であること。また、本町において統計資料作成等を行うため、簡易に加工できるようCSV形式等でのデータ出力が可能であること。
 - (エ) 必要に応じて、本町や返礼品提供事業者向けにシステム操作マニュアルの作成等を行うこと。寄附管理システムや配送管理の説明等を行う専門スタッフの派遣等、運用に支障を来さないサポート体制を構築すること。
 - (オ) その他、寄附受付に際し、寄附拡大につながるよう可能な限り寄附者をサポートすること。
- (3) 返礼品提供事業者の開拓、返礼品開発の提案、返礼品提供業者との調整、ポータルサイト掲載等に関する業務

- (ア)国の定める「地場産品基準」等に適合した返礼品及び返礼品提供事業者を募集するとともに、返礼品提供事業者と交渉し、商品選定や開発を行うこと。
 - (イ)本町が提供する情報、受注者が独自に入手した情報等をもとに、特産品取扱業者、観光業者等と交渉し、本町のPRや産業振興につながる新たな返礼品候補の企画および選定について、本町に提案および助言等を行うこと。
 - (ウ)返礼品提供業者を適切に補助および支援できるよう、返礼品提供業者と十分に連絡調整出来る体制を整えること。
 - (エ)返礼品提供事業者とともに紹介文の変更や画像の差替え、返礼品の内容量変更など、既存の返礼品のブラッシュアップを実施すること。
 - (オ)返礼品等については、本町の地場産品はもとより、幅広く魅力をアピールできる品物を増やすとともに、本町への来訪を促すため、宿泊・体験・旅先納税メニューを検討すること。
 - (カ)返礼品の選定および単価については、本町の承認を経て決定すること。
 - (キ)返礼品提供事業者と連携し、調達価格、在庫数、受付期間等の必要な調整を行うこと。特に個数限定品の受付管理及び季節限定品の配送時期の管理を適切に行うこと。
 - (ク)ポータルサイトへ掲載する情報は、本町に最終確認の上、掲載すること。
 - (ケ)返礼品提供事業者向けの説明会を必要に応じて開催すること。
 - (コ)総務省への事前確認申請に必要な情報提供並びにこれに関する疑義照会があった際の事業者への確認対応等を速やかに行うこと。
 - (サ)返礼品の掲載状況を一覧表(E x c e l形式)により管理し、本町と共有すること。
- (4) 返礼品の発注及び配送管理に係る業務
- (ア)返礼品提供事業者への返礼品の発注は、寄附金の納付が確認でき次第、迅速に行うこと。この業務に必要な返礼品提供事業者との契約等については、適切に対応すること。
 - (イ)返礼品提供業者と連携し、返礼品の安定的な供給ができるように、在庫管理・品質管理を行うこと。特に個数限定品の受付管理及び季節限定品の配送時期の管理を適切に行うこと。
 - (ウ)返礼品提供事業者への発注方法は、紙媒体や電子媒体等、返礼品提供事業者の負担が生じないよう留意すること。
 - (エ)返礼品の調達費用等を月次集計の上、本町に報告すること。
 - (オ)返礼品の配送状況の管理を行うとともに、配送遅延又は返礼品の損壊等、配送に係るトラブルが生じた場合は、寄附者への対応を速やかに行うこと。
 - (カ)配送業者の選定にあたっては、本町と協議の上、柔軟に対応すること。なお、送料については、配送業者と価格交渉をするなど、安価となるように努めること。
 - (キ)寄附者、返礼品提供事業者及び本町との各種調整を十分に実施し、返礼品や寄附に関する苦情・事故へ適切に対応すること。

- (5) 返礼品提供業者への支払いに関する業務
- (ア) 返礼品の発注について、毎月末日締めで返礼品提供業者の出荷実績に基づき、返礼品に係る費用を取りまとめて本町へ請求すること。
 - (イ) 返礼品提供事業者へ返礼品代金及び配送業者への送料代金等、返礼品の調達に係る費用の支払いを代行すること（精算を含む。）。なお、各返礼品提供事業者への支払いに係る振込手数料については本業務委託料に含むこと。また、送料については、なるべく安価となるよう返礼品提供事業者に適切な助言を行うこと。
 - (ウ) (ア) の請求を行う際には、返礼品代金と送料を分け、その支払いの詳細が分かるものを添付すること。
- (6) 寄附金受領証明書・ワンストップ特例申請書類等の作成・送付に関する業務
- (ア) 寄附金の収納を確認できたものについて、寄附金受領証明書を作成し、封筒に封入・封緘し、原則2週間以内に寄附者に対して発送すること。
 - (イ) 寄附者から寄附金受領証明書の再発行依頼があれば対応すること。
 - (ウ) ワンストップ特例申請書を送付すること。送付に当たって必要な郵送料、送付用封筒及び返信用封筒は受注者において準備するものとする。申請書の返信分の郵送料は委託料には含まない。
 - (エ) ワンストップ特例制度申請書を希望者へ送付する際、オンラインでのワンストップ特例制度申請手続きに関するサービス概要及び同サービス提供元のウェブサイトに移移するための二次元コード等の導線を事載し、オンライン申請の促進に努めること。
 - (オ) 発送する書類は、原則として以下のとおりとするが、送付物の内容については本町と協議の上、決定する。
 - ① お礼状兼寄附金受領証明書
 - ② ワンストップ特例申請関係書類
 - ※ワンストップ特例申請書には、寄附者情報を入力の上、送付すること。
 - ③ 返信用封筒
 - ④ 町PRチラシ（本町と受注者が協同して発行）
 - (エ) 送付後、住所不明その他の事情で返送された分については、電話その他の方法により、住所確認等の作業を実施し、速やかに再発送すること。
- (7) コールセンター業務
- (ア) 寄附受付、寄附の方法、返礼品、返礼品の配送状況、ワンストップ特例制度、寄附のキャンセル等に関する問い合わせに対応するため、コールセンター（電話、FAX 及びメールアドレス）を設置し、使用するポータルサイト等において電話番号及びメールアドレスを明示するものとする。
 - (イ) コールセンターの業務時間は、以下のとおり対応することを基本とし、実情に合わせて、本町と受注者が協議の上、決定する。
 - ① 営業日：平日

- ② 営業時間：午前 9 時から午後 5 時まで
- ③ 休日：土、日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで
- (ウ) 受注者は、コールセンターへ寄せられた問い合わせ内容について、「寄附管理システム」に記録するなどして、本町と情報共有すること。
- (エ) 返礼品に関する苦情については、速やかに状況の確認を行い、必要と認められる場合は、返礼品提供事業者や配送事業者等に対して対策を求めるなど、苦情の解消に向けた調整を行うとともに、適宜、本町へ報告すること。
- (オ) 新たな返礼品の登録を希望する事業者からの問い合わせに対し、本町の返礼品等募集要項や国の定める地場産品基準を参考に適切に対応すること。また、返礼品提供業者からの問い合わせについては、必要に応じて本町に確認等を行い、適正に対応すること。
- (8) 広報・プロモーションに関する業務
 - (ア) ポータルサイトを含めメールマガジンなど各種媒体を活用し、本町の魅力を広く発信し、認知度を向上させるとともに、寄附の使い途や特産品等の効果的かつ積極的な P R に努め、より多くの寄附者に訴求すること。
 - (イ) 各ポータルサイトでの特集の企画や記事等の作成を行うこと。
 - (ウ) 本町の魅力を伝えることができる返礼品の企画、提案をすること。また、本町と協力し、新たな特産品の発掘や体験型メニューの提案などに積極的に努めること。なお、返礼品の採用については、本町で決定する。
 - (エ) 寄附申込の傾向やポータルサイトのアクセス状況、市場のトレンド等を分析するとともに、受注者が有するノウハウやアイデアを駆使した効果的なプロモーションを提案し、実施すること。
 - (オ) ポータルサイトが提供する検索連動型広告等、受注者が実施する広告業務において、最大限効果が発揮されるよう必要な措置を講じること。特にふるさと納税の申し込みが増加する 10 月、11 月、12 月（繁忙期）については、積極的にプロモーション活動を実施すること。
 - (カ) 実施したプロモーション業務の具体的内容及び効果の分析結果等についてとりまとめ、本町へ提供できるようにすること。寄附状況や各種施策に係る分析結果等をまとめたレポートを各月ごとに提出すること。
 - (キ) プロモーションのため作成した成果物等の著作権を、本町へ帰属させること。
- (9) 町の魅力発信及び地場産品の販路拡大による地域活性化に関する業務

受注者は、町の認知度向上、地域の魅力発信、地場産品の販路拡大による地域活性化に加え、地元商品などを多くの方に知ってもらうための取組等について本町へ提案するとともに、SNS、メディア等を積極的に活用すること。また、上記目的にかかる各種イベント等の出店や宣伝等について本町から相談があった場合には協力して取り組むこと。
- (10) 寄附金の募集に要する経費の管理

総務省告示第179号の募集の適正な実施に係る基準に基づき業務が実施できるよう、本業務の対象外の経費（ポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料等）も含めた管理を行いながら新たな事業提案を実施すること。

(11) その他本業務に付随する業務

(ア) 本町が目指す寄附額達成や業務効率化に資するための効果的な支援および提案を行うこと。

(イ) ポータルサイトの利用が困難な方で本町への寄附を希望する場合において、返礼品の一覧を送付するとともに、払込取扱票や振込口座の案内を送付すること。

(ウ) ポータルサイトごとに寄附の状況を分析し、今後の見込や課題について整理・把握し、工夫や改善に努めること。分析状況等については毎月1回以上、定期的に本町に報告すること。また、毎年、本町が総務省へ提出する書類の作成を補助すること。

(エ) 本町が事務手続を変更した場合や総務省によるふるさと納税制度の改正により、業務の見直しが必要となった場合は、本町と協議の上、対応すること。

(オ) その他、ふるさと納税に関するサービスで活用できるものがあれば提案すること。特に、業務効率化・業務軽減・経費削減につながる方策があれば提案すること。

7 業務報告および委託料の支払について

(1) 受注者は、毎月の業務について、翌月10日までに本町に業務完了報告書を提出し、委託料を請求するものとする。業務完了報告書には次の内容を記載すること。

(ア) 各ポータルサイトの寄附状況

(イ) 本町及び全国の寄附動向

(ウ) 返礼品提供事業者および返礼品の開拓・拡充の状況

(エ) 実施したPR業務の具体的内容および効果の分析結果

(2) 受注者に支払う費用は、次のとおりとする。

(ア) 基本委託料

(イ) 返礼品調達費用

(ウ) 返礼品の配送にかかった実費

(エ) 寄附金受領証明書発送・ワンストップ特例申請書類等の作成・送付にかかる経費

(オ) その他、業務遂行に必須となる費用（該当がある場合）

(3) 委託料の支払いについては1か月単位で行うこととし、本町は受注者から適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。受注者から返礼品提供事業者への返礼品代金支払いのスケジュールについては、町と協議した上で決定する。

8 業務の引き継ぎ

本プロポーザル実施時において契約締結している事業者から変更となった場合は、事務が滞り、寄附者その他の本町ふるさと納税に関係する者に累が及ばないように、前事業者

と協働して適切に引継ぎを実施すること。

9 業務上の注意事項

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、提案した内容を遵守し、実施すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、本町と受注者が協議して決定する。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本町と十分に協議を行い、町の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (4) 受注者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、あらかじめ本町へ相談・書面にて報告し、本町の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (5) 本業務により生じた返礼品ページ、画像、レビューその他必要な情報の著作権は、本町に帰属する。
- (6) 受注者は、寄附者情報等に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。
- (7) 本業務の履行にあたり個人情報を含む情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざん、その他事故等から保護するため適切な管理を行うこと。
- (8) 本業務開始時および終了時においては、業務を効率的かつ円滑に運営できるよう、準備および引継ぎを遅滞なく行うこと。その際、本町は本委託料以外の費用は一切負担しない。
- (9) 町は、寄附者に対し、返礼品の調達・発送等に係る契約不適合責任を負わない。
- (10) 受注者は、寄附者に対し、返礼品の調達・発送等に係る契約不適合責任を負う。
- (11) 本業務の実施に当たって発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）について賠償の責任を負うこと。ただし、その損害のうち返礼品提供事業者、寄附者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。